

平成 26 年

第 4 回市議会定例会 議案第 16 号

函館市流水占用料等徴収条例の一部改正について

函館市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

函館市流水占用料等徴収条例（平成 12 年函館市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中「35,910 円」を「36,936 円」に、「6,720 円」を「6,912 円」に、「3,360 円」を「3,456 円」に、「9,975 円」を「10,260 円」に、「額」を「額に 100 分の 108 を乗じて得た額」に改める。

別表 2 の表中「24 円」を「16 円」に、「34 円」を「23 円」に、「51 円」を「35 円」に、「67 円」を「46 円」に、「100 円」を「70 円」に、「130 円」を「93 円」に、「630 円」を「430 円」に、「970 円」を「660 円」に、「1,300 円」を「900 円」に、「560 円」を「390 円」に、「900 円」を「620 円」に、「1,200 円」を「850 円」に、「56 円」を「39 円」に、「6 円」を「4 円」に、「1,100 円」を「770 円」に改める。

別表 3 の表中「136 円 50 錢」を「140 円 40 錢」に、「168 円」を「172 円 80 錢」に、「220 円 50 錢」を「226 円 80 錢」に、「934 円 50 錢」を「961 円 20 錢」に、「52 円 50 錢」を「54 円」に、「105 円」を「108 円」に、「63 円」を「64 円 80 錢」に、「73 円 50 錢」を「75 円 60 錢」に改める。

附 則

- この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用または採取に係る流水占用料、土地占用料および土石採取料その他の河川産出物採取料について適用し、同日前の占用または採取に係る流水占用料、土地占用料および土石採取料その他の河川産出物採取料については、なお従前の例による。

(提案理由)

河川法の規定を準用する河川に係る流水占用料、土地占用料および土石採取料その他の河川産出物採取料の額を改定するため